

電力需給約款 媒介モデル(低圧) 新旧対照表

変更前	変更後
(新設)	<p><u>第 36 条 個人情報の取扱いについて</u> お客さまは、本契約のお申し込みにあたり、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」(URL: https://www.startia.co.jp/privacy/) ならびに別表 5 の「小売電気事業における個人情報の共同利用について」に同意するものとします。</p>
第 36 条 反社会的勢力の排除	第 37 条 反社会的勢力の排除
第 37 条 準拠法	第 38 条 準拠法
第 38 条 管轄裁判所	第 39 条 管轄裁判所
2020 年 10 月 16 日 制定	2020 年 10 月 16 日 制定 2021 年 3 月 1 日 改訂
(新設)	<p><u>別表 5 小売電気事業における個人情報の共同利用について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>小売電気事業における個人情報の共同利用について</u></p> <p><u>スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）は、小売電気事業における個人情報の共同利用について、以下のとおり公表いたします。</u></p> <p><u>その他の個人情報の取扱いについては、当社の「個人情報保護方針」ならびに「個人情報の取扱いについて」をご確認いただきますようお願いいたします。</u></p> <p><u>共同利用する者の範囲</u></p> <p><u>当社は、以下の者との間でお客様の個人情報を共同で利用することがあります。（補足 ※1）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小売電気事業者（補足 ※2）</u> ・ <u>一般送配電事業者（補足 ※3）</u> ・ <u>電力広域的運営推進機関</u> ・ <u>要抑制契約者（補足 ※4）</u> <p><u>共同利用の目的</u></p>

変更前	変更後
	<p>1) <u>託送供給契約または電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更または解約のため</u></p> <p>2) <u>小売供給契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。）または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次（補足 ※5）のため</u></p> <p>3) <u>供給受電 地点に関する情報の確認のため</u></p> <p>4) <u>電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため</u></p> <p>5) <u>ネガワット取引に関する業務遂行のため</u></p> <p><u>共同利用する情報項目</u></p> <p>1) <u>基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号</u></p> <p>2) <u>供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法</u></p> <p>3) <u>ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン</u></p> <p><u>共同利用の管理責任者</u></p> <p>1) <u>基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者ただし、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者</u></p> <p>2) <u>供給受電：地点に関する情報 供給 受電 地点を供給区域とする一般送配電事業者</u></p> <p>3) <u>ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者</u></p> <p><u>補足</u></p> <p>※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者および需要抑制契約者との間で</p>

変更前	変更後
	<p><u>お客様の個人情報を共同利用するものではありません。</u></p> <p>※2 <u>小売電気事業者とは、電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 2 条の 5 第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers list/）をご参照ください）。</u></p> <p>※3 <u>一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社をいいます。</u></p> <p>※4 <u>需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html）をご参照ください）。</u></p> <p>※5 <u>「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客様から新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客様を代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。</u></p>

以上